

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等への支援②

各大学独自の修学支援とその他の関連する支援制度

困ったらまずは相談！

＜授業料納付時期の猶予等や各大学等の独自の授業料等減免等による支援＞

詳しくは

各大学等の窓口にお問い合わせください

授業料納付時期の猶予等

文部科学省としては、入学料等初年度納付金や授業料等の納付が経済的に困難な学生等に対しては、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いを図る等、きめ細かな配慮について、各大学等に対して要請。（3月24日／4月17日通知）

各大学等独自の授業料等減免等に対する支援

高等教育の修学支援新制度や貸与型奨学金に加え、緊急経済対策において、各大学が独自に行う授業料免除のうち、家計急変を事由とするものについて支援を行うこととして必要な経費を計上。

（〔参考〕令和2年度補正予算案 国立大学：4億円、私立大学：3億円）

この他、自治体や民間による独自の奨学金等を活用することもあります

＜その他支援策など＞（文部科学省以外の制度）

特別定額給付金

基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者1人につき10万円を給付。

詳しくは

特別定額給付金コールセンター

0120-260020（フリーダイヤル応答時間帯：5/2以降平日、休日問わず9:00～18:30）

03-5638-5855（応答時間帯：5/1まで、平日9:00～18:30）

生活福祉基金貸付制度における緊急小口資金等の特例

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯への20万円以内の資金の一時的な貸付等を行う。

詳しくは

お住まいの市町村の社会福祉協議会又は全国の労働金庫（ろうきん）

雇用調整助成金の特例措置 ※雇用主向け

厚生労働省の雇用調整助成金において、学生アルバイトを含む非正規雇用も対象とする特例措置を実施。

詳しくは

厚生労働省Webページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html